

若木交番だより

令和8年9月号

小山警察署 0285-31-0110

若木交番 0285-25-0570

「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について

- 1 期間
令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間
- 2 運動の重点
 - (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
 - (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
 - (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

交通ルールを守って安全に運転しましょう

★管内の犯罪発生状況について

若木交番管内では空き家を狙った窃盗事件が多発しています。

特に **深夜時間、人目につきにくい住宅地** は注意



不審な人、車両を見つけたら
110番通報しましょう。

特別警戒実施中

みんなで守ろう地域の安全

